

◎北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文

(略称)米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の
更新取極

昭和五十三年五月十二日 東京で
昭和五十三年五月十一日 効力発生
昭和五十三年五月二十七日 告示

(外務省告示第一六二号)

目次

米国側書簡	一三三二
協定の更新	一三三三
日本側書簡	一三三一

ページ

(北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の更新に関する交換公文)

(U.S. Note)

(米国側書簡)

(訳文)
括弧

米国側書
簡

本官は、千九百七十五年五月一日に東京で署名された北太平洋における鯨体処理場による捕鯨のための国際監視員制度に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、同協定の規定が、それぞれ自国の法令に従じ、千九百八十年三月三十一日まで適用されるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わつて提案いたしました。

本官は、更に、前記の提案が日本国政府に於て受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する貴官の返簡が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案いたしました。

千九百七十八年五月十一日に東京で

敬具

日本国駐在アメリカ合衆国公使
ジャック・B・バッテン

Yours sincerely,

(Signed) Jack B. Button

Minister-Counselor for
Economic and Commercial Affairs

日本国外務省経済局長 手島令志殿

Mr. Reishi Teshima
Director-General,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs,
Tokyo.

日本側書簡

拝啓

本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がアメリカ合衆国政府の前記の提案を受けたこと並びに貴官の書簡及びこの返簡がこの返簡の日付の日に効力を生ずる両政府間の合意を構成するものとみなすことに同意することを貴官に通報いたします。

千九百七十八年五月十二日に東京で

敬具

日本国外務省経済局長 手島冷志

日本国駐在アメリカ合衆国公使

ジャック・B・バットン殿

(参考)

この取極は、一九七五年五月二日付けの米国との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（条約集第一四五六号参照）を一九八〇年三月三十一日まで更新したものである。